

平成30年4月から、 国民健康保険制度が変わります！！

都道府県が国保の運営の中心となります

現在、東海村の国民健康保険制度(国保)は村が保険者となって運営していますが、平成30年4月からはその運営に茨城県も加わります。「広報とうかい」(平成29年6月25日号)に掲載した以後の状況についてお知らせします。

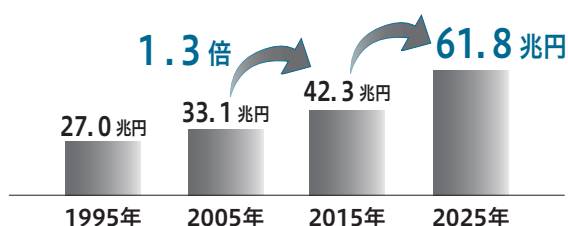
【問い合わせ】福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1131)



なぜ県が国保の
運営に加わるの？

この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3倍**に、国民医療費は**1.3倍**になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は、**61.8兆円**にもなる見込みです(図1)。

【図1 国民医療費 10年ごとの推移】

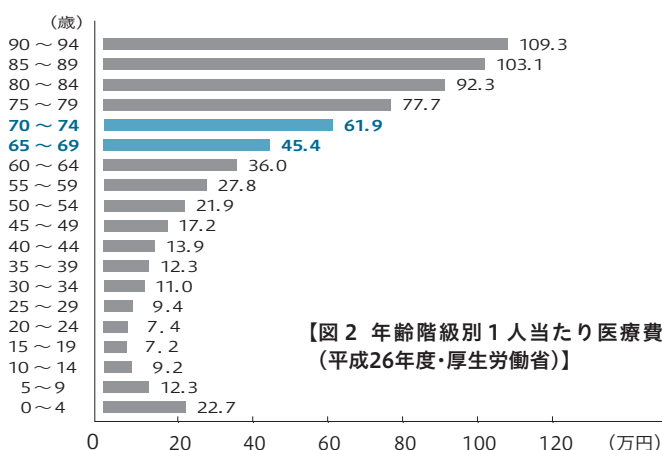


また、高齢になるほど医療費が高くなります(図2)。このため、退職者等65歳以上の加入者が約4割を占める国保では、“所得が低く医療費が高い”という構造的な問題を抱えています。

国保を将来にわたって、
安定して守り続けるため
です！



国では、国保の安定化を図り、誰もが安心して医療を受けられる“国民皆保険”を維持するために、平成30年度から小規模な市町村単位の国保を県域化し、県が財政運営の責任主体となる方式に改めることにしました。



【図2 年齢階級別1人当たり医療費
(平成26年度・厚生労働省)】



保険税(料)はどう
やって決めるの？

県が市町村ごとの所得と医療費
に応じた標準保険税(料)率を算定
し、それを基に村が決定します！



茨城県は、保険税(料)を各市町村ごとの所得と医療費に応じた算定法とすることに決定しました。これは、市町村によって医療費や保健事業(特定健診など)等に差があるため、県内統一保険税(料)は時期尚早と判断したためです。

村では、11月下旬に県から示される市町村標準保険税(料)率を参考にして、平成30年度の税率の検討を行い、改定が必要になった場合は、改定案を3月の議会にかけます。東海村国保の医療費は県内でも高い状況(表1)

【表1 東海村国保の1人当たり保険税と医療費】

		国保被保険者1人当たり保険税 (現年度分調定額)	国保被保険者1人当たり医療費
平成27年度	東海村	82,474円(県内37位)	328,218円(県内9位)
	茨城県平均	91,806円	304,575円
平成28年度	東海村	86,587円(県内32位)	334,458円(県内8位) ※速報値
	茨城県平均	92,828円	310,314円 ※速報値